

# 北区の建築等に関する条例・要綱等のご案内

## < 建築物 >

	名 称	対象内容等	担当部署	受付・配布窓口 (内線)																
①	建築基準法	建築基準法・東京都建築安全条例の相談	建築課 建築指導係 TEL 03(3908)9166	第1庁舎7階8番 (3223・3224)																
②	中高層紛争予防条例	高さ10mを超えるもの(第2種低層住居専用地域では、軒高7mを超えるもの又は3階以上)	住宅課 住宅政策係 (建築調整担当) TEL 03(3908)9206	第2庁舎3階9番 (3214)																
③	集合住宅の建築及び管理に関する条例	共同住宅で地上3階以上かつ15戸以上																		
④	建築物の解体工事計画の事前周知指導要綱	解体床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事																		
⑤	葬祭場等の設置及び管理運営に関する指導要綱	葬祭場及び遺体保管所の設置																		
⑥	都市計画法	用途地域等の照会																		
⑦	景観づくり条例 (北区景観づくり計画)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">一般地区</td> <td>商業地域</td> <td>高さ30m以上又は延べ面積1,200㎡以上</td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域</td> <td>高さ20m以上又は延べ面積1,000㎡以上</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td>高さ20m以上又は延べ面積800㎡以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">景観形成重点地区</td> <td>西が丘地区</td> <td>全ての建築物</td> </tr> <tr> <td>隅田川沿川地区</td> <td>高さ15m以上又は延べ面積800㎡以上</td> </tr> <tr> <td>旧古河庭園周辺地区</td> <td>高さ20m以上又は延べ面積800㎡以上</td> </tr> <tr> <td>中央公園周辺地区</td> <td>高さ15m以上又は延べ面積800㎡以上</td> </tr> </table>	一般地区	商業地域	高さ30m以上又は延べ面積1,200㎡以上	近隣商業地域	高さ20m以上又は延べ面積1,000㎡以上	その他の地域	高さ20m以上又は延べ面積800㎡以上	景観形成重点地区	西が丘地区	全ての建築物	隅田川沿川地区	高さ15m以上又は延べ面積800㎡以上	旧古河庭園周辺地区	高さ20m以上又は延べ面積800㎡以上	中央公園周辺地区	高さ15m以上又は延べ面積800㎡以上	都市計画課 TEL 03(3908)9152	第1庁舎3階13番 (2812・2813)
一般地区	商業地域	高さ30m以上又は延べ面積1,200㎡以上																		
	近隣商業地域	高さ20m以上又は延べ面積1,000㎡以上																		
	その他の地域	高さ20m以上又は延べ面積800㎡以上																		
景観形成重点地区	西が丘地区	全ての建築物																		
	隅田川沿川地区	高さ15m以上又は延べ面積800㎡以上																		
	旧古河庭園周辺地区	高さ20m以上又は延べ面積800㎡以上																		
	中央公園周辺地区	高さ15m以上又は延べ面積800㎡以上																		
⑧	居住環境整備指導要綱	集合住宅で階数3以上かつ15戸以上、その他延床面積1,500㎡以上等																		
⑨	地区計画	浮間舟渡駅周辺地区、北赤羽駅浮間口周辺地区、桐ヶ丘1・2丁目地区、赤羽台周辺地区、赤羽1丁目地区、豊島1丁目地区、豊島4丁目地区、豊島5・6丁目地区、豊島8丁目地区、補助83号線周辺南地区、十条駅西口地区、補助83号線周辺北地区、十条駅周辺西地区、岸町2丁目地区、十条駅周辺東地区、十条北地区、西ヶ原地区、田端駅周辺地区、田端2丁目周辺地区																		
	防災街区整備地区計画	志茂地区、上十条3・4丁目地区																		
	沿道地区計画	環状7号線沿道地区																		
⑩	開発許可 (都市計画法に基づく開発許可及び土砂災害防止法に基づく特定開発許可)	開発許可 (区域面積500㎡以上かつ区画・形質の変更) 特定開発許可 (土砂災害特別警戒区域内かつ区画・形質の変更)																		
⑪	盛土規制法 (宅地造成及び特定盛土等規制法)	・盛土(1m超の崖を生ずるもの) ・切土(2m超の崖を生ずるもの) ほか																		
⑫	住宅市街地総合整備事業 (密集型)	十条駅東地区、十条駅西地区、十条北地区、志茂・岩淵地区	防災まちづくり担当課 TEL 03(3908)9162	第1庁舎7階1番 (2841~2845)																
	都市防災不燃化促進事業	都市計画道路の沿道 約30m等																		
	不燃化推進特定整備事業 (不燃化特区)	十条駅周辺地区 志茂・岩淵地区 補助81号線沿道地区 赤羽西補助86号線沿道地区			除却・建替えに関する助成制度															
	不燃化集中促進事業	十条北地区																		
	地区防災不燃化促進事業	十条地域、西ヶ原地域の 防災生活道路沿道																		

	名 称	対象内容等	担当部署	受付・配布窓口 (内線)
⑬	市街地再開発事業	赤羽一丁目第一地区	赤羽駅周辺まちづくり担当課 TEL 03(3908)7185	第1庁舎7階3番 (2864・2865)
		十条駅西口地区	十条・東十条駅周辺 まちづくり担当課 TEL 03(3908)1242	第1庁舎7階3番 (2866・2867)
⑭	雨水流出抑制施設要綱	敷地面積500㎡以上のもの ※500㎡未満で助成制度あり	道路公園課 河川係 TEL 03(3908)9213	第1庁舎3階17番 (2911~2913)
⑮	駐輪要綱	遊技場、飲食店、 学習塾300㎡・百貨店400㎡・銀行500㎡等	土木管理課 自転車対策係 TEL 03(3908)9218	第1庁舎3階21番 (2987・2988)
⑯	生活安全条例	共同住宅3階以上又は15戸以上、物品販売店舗延べ面積500㎡以上、コンビニ等、飲食店150㎡以上、旅館・ホテル等、遊技場・劇場・映画館等	危機管理室 生活安全担当課 TEL 03(3908)1121	第1庁舎2階16番 (2221・2223)
⑰	福祉のまちづくり整備要綱、 東京都福祉のまちづくり条例	共同住宅等延床面積1,000㎡以上 2,000㎡未満、その他(500㎡以下の店舗等)	地域福祉課事業調整係 TEL 03(3908)9082	第2庁舎3階 (2516)
⑱	みどりの条例	敷地面積300㎡以上	環境政策課 地域環境係 TEL 03(3908)8618	北区王子1-12-4 TIC王子ビル2階 (3268・3269)
⑲	東京都環境確保条例等 ・工場認可申請 ・指定作業場設置届 ・特定建設作業の届出	工場、指定作業場(駐車場20台以上・クリーニング等)、ジャイアントプレーカー・ハンドプレーカー等を使用する作業	環境政策課 環境規制指導係 TEL 03(3908)8611	北区王子1-12-4 TIC王子ビル2階 (3265・3266)
⑳	中規模小売店舗出店等に伴う 周辺環境保全に関する要綱	500㎡超1,000㎡以下の面積の店舗の新設、店舗面積の増加、既存建物の用途変更で店舗面積が500㎡超1,000㎡以下の場合	産業振興課 商工係 TEL 03(5390)1235	北区王子1-11-1 北とびあ11階 (81-2204~7)
㉑	集合住宅等の廃棄物保管場所等 及び資源保管場所設置要綱 (廃棄物条例第50条・集合住宅 条例第13条関係)	階数3以上かつ15戸以上の 集合住宅 ≪家庭資源≫	北区清掃事務所 TEL 03(3913)3141	北区豊島8-4-3 (3561)
		階数3以上かつ15戸以上の 集合住宅・延べ面積1,500㎡以上の 事業用建築物≪廃棄物及び事業系資源≫		
㉒	埋蔵文化財文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地の照会 埋蔵文化財発掘の届出手続き等	北区飛鳥山博物館事業係 TEL 03(3916)1815 03(3916)1133 FAX 03(3916)5900	北区王子1-1-3 北区飛鳥山博物館

### ＜ 道 路 ＞

①	建築基準法の道路	建築基準法第42条に規定する道路 (同法第42条第1項第1号及び第2号の詳細を除く)	建築課 細街路整備係 TEL 03(3908)9194	第1庁舎7階7番 (3232・3233)
②	狭あい道路拡幅整備事業	一定の要件を満たす4m未満の道路等の拡幅整備		
③	道路法・管理通路条例	道路台帳の閲覧及び交付	土木管理課 台帳係 TEL 03(3908)9230	第1庁舎3階20番 (2921~2925)
	境界確認事務取扱要綱	公共用地(道水路敷及び公園等)の境界確認		